

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

②施設・事業所情報

名称： アスク新瀬戸保育園	種別： 保育所	
代表者氏名： 坂元 容子	定員（利用人数）： 120名（115名）	
所在地： 愛知県瀬戸市苗場町63-1		
TEL： 0561-21-8790		
ホームページ： https://www.nihonhoiku.co.jp/blog/shinseto/		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日： 平成18年 4月 1日		
経営法人・設置主体（法人名等）： 株式会社 日本保育サービス		
職員数	常勤職員： 17名	非常勤職員： 10名
専門職員	（園長） 1名	（栄養士） 2名
	（保育士） 14名	（調理員） 3名
	（アルバイト保育士） 7名	
施設・設備の概要	（居室数） 9室	（設備等）

③理念・基本方針

★理念

・法人

子育て支援を通じて笑顔溢れる社会づくりに貢献します

・施設・事業所

未来を生きる力を培う

★基本方針

- ・自ら伸びようとする力を支えます
- ・五感を養って完成を豊かにします
- ・後伸びする力を育みます

④施設・事業所の特徴的な取組

保育理念に沿って、こどもの人権に配慮し、きめ細やかな保育に心掛けている。保護者のニーズに応え、登降園システムや連絡帳アプリを導入、荷物の軽減にも取り組んでいる。保育プログラムではコロナ禍、外部講師の来園が難しい中でも、オンラインを利用し英語レッスンを行っている。また、年上の友だちに憧れの気持ちを持ったり、年下の友だちへ優しい気持ちを持ったりできるような異年齢での交流も日常生活の中に組み入れている。自園調理で給食を提供するとともに、栄養士を中心に食育活動にも力を入れている。園庭での栽培や収穫、それらを使用してクッキング保育を行い、自分たちの手を直接動かし食に親しむことができるようにしている。掲示スペースに人気の献立レシピを置き持ち帰れるようにしたり、楽しみながら食材に興味をもてるように媒体を手作りしたりと工夫している。園前の掲示板にも給食だよりを毎月貼り出し、地域の方々にも見てもらえるようにしている。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 4年 8月25日(契約日) ~ 令和 5年 6月26日(評価確定日) 【令和 5年 3月 9日(訪問調査日)】
受審回数 (前回の受審時期)	8 回 (平成29年度)

⑥総評

◇特に評価の高い点

◆保護者の共感を呼ぶ新たな試み

法人の運営理念(5項目)の一つに「いつまでも思い出に残る施設となるよう…」がある。その実践として、運動会に新たな試みが行われた。コロナ禍によって今年度の運動会は年齢ごとの実施となったが、子どもは揃いのTシャツを着て参加した。「思い出に残るTシャツ」として、保護者にも好評を得た。コロナ禍等で卒園式に出席できなかった子どものために、別日を設けて卒園式を行うなど、臨機対応は高く評価できる。

◆キャリアパスと連動した教育・研修体制

「保育士人材育成ビジョン」としてキャリアパスが構築され、職員育成のスケールとなっている。職員研修も「保育士人材育成ビジョン」に連動させており、階層(等級)ごとに必要となる研修が示されている。研修受講は、キャリアパス上(「保育士人材育成ビジョン」)の必須要件として位置づけられている。また、研修の受講履歴も職員個々に管理されており、法人による一元管理が行われている。

◆多彩な食育の取組み

子どもが食に関心を持つよう、畑で夏野菜等を栽培し、収穫物で栄養士と職員が連携してクッキング保育に取り組んでいる。コロナ禍ではあるが、徹底した衛生管理の下、収穫した野菜で乳児も野菜をカットして食する楽しみを味わう等、年齢によって豊かな経験ができるよう取り組んでいる。サンプル展示した献立のレシピを用意したり「給食だより」を園前の掲示板に掲示するなど、子どもの食生活を豊かにするために家庭・地域と連携して取り組んでいる。調理員・栄養士が給食室の前に「やさいの部屋」と名づけたコーナーを設け、12月には「餅つき」が疑似体験できるよう環境設定をした。餅つきに順番待ちができる程の人気であった。

◇改善を求められる点

◆働きやすい職場作りのための業務分担の適正化

ICT化が進んではいるが、園長の目指す事務効率化による働きやすい職場づくりは実現途上である。サービス残業を容認せず、時間外勤務を申告制で管理しているが、職員は平均的に月10時間程度の時間外勤務があり、改善が進んでいない。有給休暇の取得に関しては、職位・職階による取りづらさが顕著であり、業務分担の適正化が課題となる。

◆退園、転園後の保育の継続性担保

保育の継続性に配慮し、保育所変更時には、市の統一様式を使って市内・市外共に引継ぎを行っている。日頃のエピソードや健康面等を記載し、転園先へ郵送している。開示請求の体制が整備されているが、まだ保護者からの請求はない。課題は、転園、退園後の子どもや保護者への対応、配慮である。退園や転園後も、保護者が相談できることや担当者、窓口設置が明文化されていない。保護者に対して、内容を記載した文書を渡すことが望まれる。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

コロナ後の地域交流が課題となりますが、様々なご意見を伺って大変勉強になりました。さっそく、夏まつりに向けて地域の方に盆踊りの指導にきていただくことが出来ました。今後も子ども達がより多様な経験を重ね、思い出に残る園を目指して運営していきたいと思えます。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

【共通評価基準】

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	Ⓐ・b・c
<コメント> 「子育て支援を通じて笑顔溢れる社会づくりに貢献します」との法人理念の下、5点の運営理念（法人）が定められ、園としては「未来を生きる力を培う」を保育理念として保育に取り組んでいる。園のパンフレットや「重要事項説明書」にも記載され、職員だけでなく、保護者への理解・浸透にも力を入れている。保護者アンケートの「理念・方針の保護者周知」は、89%の肯定率である。			

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	Ⓐ・b・c
<コメント> 他園から異動して初年度であり、全園長の方針を受け継ぎ、今年度は現状把握の年として業務にあたっている。毎月開催される市の園長会（2回は書面開催）に欠かさず出席し、市の保育政策や動向、地域の情報収集に努めている。法人の園長会は、オンラインで毎月開催されている。法人の方針を園の運営に活かしており、保護者の信頼も得られている。			
I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	a・Ⓑ・c
<コメント> 職員の就業環境を整えて働きやすい職場を実現させることを、第1の経営課題として捉えている。適正な職員配置は守られているものの、職員の意識には「人数の不足感」が生じており、職員個々の勤務時間の長さが解消方向に向かっているとは言い難い。職員個々のスキルアップとともに、次年度の課題として残っている。			

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果	
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	a・Ⓑ・c
<コメント> 5ヶ年間（2021～2025年度）の中・長期計画が作成されている。「子育て支援」や「地域交流」など、重要項目5点について計画が立てられているが、全園長が作成したもので、作成時以降見直された形跡がない。コロナ禍によって実施ができないものや変更が必要なもの、園長交代による方針変更の有無等、中・長期計画の見直しが必要である。			
I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	a・Ⓑ・c
<コメント> 中・長期計画の適切な見直しを実施されていないことから、中・長期計画に沿った事業計画とはなっていない。中・長期計画に定められた5項目の重点取組み課題について、単年度の事業計画に取り上げて取り組むことが望ましい。また、事業報告書では、事業計画の取組み（2項目の重点課題）を詳細に報告することが望ましい。			

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 毎月の職員会議において事業計画に触れた話し合いが行われているが、職員は「事業計画」の意識が希薄であり、行事計画中心の会議になっている。職員が事業計画に対して参画意識を持つことが、職員のスキルアップにもつながるという観点からすれば「職員の事業計画への積極的な参画」が次年度以降の課題の一つとなる。		
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	⑦ ・ b ・ c
<コメント> コロナ禍によって従来通りにできないことが多々あるが、代替え案等を丁寧に説明して保護者の理解につなげている。保護者と積極的にコミュニケーションをとることで、保護者の協力や信頼関係の構築が図られている。		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	⑧ ・ b ・ c
<コメント> 保育の質を向上させるためには職員の資質の向上が必須であるとして、研修による知識・技術の習得を図り「評価シート」を使って、年間2回職員の資質向上の度合いを検証している。「評価シート」の結果は処遇にも反映され、個別の面談によって職員にフィードバックされている。		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	a ・ ⑨ ・ c
<コメント> 第三者評価は5年ごとの受審であり、評価結果を改善につなげようとの思いは強い。また「評価シート」によって職員個々の課題を明確にし、職員一人ひとりの資質向上を図っている。しかし、その結果を分析して園全体の課題を明らかにするには至っておらず、今後の取組みに期待したい。		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	① ・ b ・ c	
<コメント> 園長は自らの保育に対する思いや信念を職員会議で伝え、園長の方針が議事録に記録されている。「運営規程」に園長の役割や職責が明記され「組織図」から園長をはじめ全職員の配置（担任・担当）の状況が分かる。また「運営規程」の記述から、園長不在時の災害発生等の非常時には、主任保育士が園長権限を委任されることが読み取れる。			
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	① ・ b ・ c	
<コメント> 法人本部（法務部）主導で法令順守の取組が行われている。コンプライアンス研修が動画配信の形でされており、受講後には簡易なテストが実施され、受講の確認と合わせて理解度を確認する仕組みがある。今年度は、子どもへの権利侵害が社会問題となっていることもあり、職員会議でも事例を検討してコンプライアンス意識を高めている。			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	① ・ b ・ c	
<コメント> 法人の運営理念（5項目）の一つに「いつまでも思い出に残る施設となるよう…」がある。その実践として、コロナ禍によって今年度の運動会は年齢ごとの実施となったが、子どもは揃いのTシャツを着て参加した。思い出に残るTシャツとして、保護者にも好評を得た。卒園式に出席できなかった子どものために、別日を設けて卒園式を行うなど、臨機の対応は高く評価できる。			
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	a ・ ① ・ c	
<コメント> ICT化が進んではいるが、園長の目指す事務効率化による働きやすい職場づくりは実現途上である。サービス残業を容認せず、時間外勤務を申告制で管理しているが、職員は平均的に月10時間程度の時間外勤務があり、改善が進んでいない。有給休暇の取得に関しては、職位・職階による取りづらさが顕著である。			

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	① ・ b ・ c	
<コメント> 正規職員の採用・確保は法人のエリアが担当しており、非正規職員は園での面接を経て採用が決定されている。職員の個別面談を夏に行い、就労意向を聞き取ることによって安定的な雇用関係を築いている。法人本部との連携が図られており、適正な職員配置に不足をきたすようなことはない。			
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	① ・ b ・ c	
<コメント> 法人共通の「保育士人材育成ビジョン」に沿い「目標管理シート」を使って職員個々の目標を設定している。職員個々の目標は「保育士人材育成ビジョン」を意識しつつ、人事考課の結果を踏まえて設定されている。階層別（等級別）に必要な研修も「保育士人材育成ビジョン」に示されている。			

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保16	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>「働きやすい職場づくり」は園長の目指すところではあるが、そのための様々な取組みがまだ効果を挙げるに至っていない。時間外勤務の改善が図られておらず、園長、主任をはじめ要職にある職員の有給休暇の取得に取りづらさがみられる。職員雇用が安定度を増してきているだけに、前述2点の改善を進めることにより「働きやすい職場づくり」は完成する。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>「目標管理シート」を使用して、職員の育成を図っている。職員個々の目標の設定から進捗管理、見直し、最終評価に至るまで、都合4回の面接を行って目標達成を目指している。ただ、個人目標を園目標－エリア目標－ブロック目標－法人理念（方針）と連動させる意識が乏しい。個人目標の設定時に、職員意識の改革を期待したい。</p>		
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>「保育士人材育成ビジョン」（キャリアパス）に沿って「個人別年間研修計画」が作成され、研修が実施されている。研修履修後には「研修レポート」の提出を求めている。その中に、アクションプランとして「保育に活かしたいこと」が記述されているが、実際の保育現場で活用されたか否かの確認は行われていない。研修効果の検証が求められる。</p>		
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	㉔ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>階層（等級）ごとに必要となる研修が「保育士人材育成ビジョン」に示されており、それに沿って職員が研修に参加している。研修受講は、キャリアパス上（「保育士人材育成ビジョン」）の必須要件として位置づけられている。また、研修の受講履歴も職員個々に管理されており、法人による一元管理が行われている。</p>		
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>コロナ禍ではあるが、年間4名の保育実習生を受け入れた。受入れに際しては「実習生受け入れガイドライン」に沿って行っている。ガイドラインには4点の意義が記載されているが、反省会において4点の意義それぞれについての評価が行われていない。また、反省会の記録が残っておらず、今後の改善を期待したい。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>法人の概要や事業報告、決算情報等を法人のホームページで公開しており、園にも備え付けてある。「業務マニュアル」の中に「クレーム対応」の手順が示してあるが、受け付ける段階で終了しており、実際の対応や解決方法等の手順が記載されていない。苦情やクレームの対応（受け付け、解決等）を公開することは、事業運営の透明性確保には必須であり「クレーム対応」の手順を再考されたい。</p>		
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>法人本部の監査が毎月実施されており、透明性の高い園運営を担保している。園における現金の管理は、7万円を限度とする小口現金制をとっており、決裁者は園長である。ただ、実際に現金を扱う出納責任者も園長が担っており、内部牽制上からも、決裁者と出納責任者の役割を分割することが望ましい。</p>		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	① ・ b ・ c	
<p><コメント> コロナ禍ではあるが、地域との関わりを持つとの意識は高く「保育の内容に関する全体的な計画」の中でその方向性を示している。市の方針に従い、コロナの感染状況を考慮しつつ「未就園児の会」を開いて見学者を受け入れている。AEDの設置についても、掲示板等を活用して地域に情報発信している。</p>			
Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	a ・ ② ・ c	
<p><コメント> コロナ禍によって、学校側の方針で福祉体験学習が中断している。ボランティア参加を大学生に呼び掛けたものの、実績としては挙がっていない。積極的なボランティアの受入れは、新型コロナウイルスの感染状況が落ち着くであろう来年度以降となる。</p>			
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	③ ・ b ・ c	
<p><コメント> 行政機関や医療機関、教育機関等との連携を図り、子どもの園での生活の安定や園運営の円滑化を図っている。障害のある子どもの卒園にあたっては、就学先の小学校と密に連携し、小学校教諭の見学を受け入れて情報を共有している。家庭での虐待等権利侵害が疑われる場合には、市の担当課や児童相談所、警察等とも連携が取れる体制を構築している。</p>			
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	a ・ ④ ・ c	
<p><コメント> コロナ禍であることもあって、積極的に地域の福祉ニーズを把握するための取組みは自粛している。園(職員)の専門性を活かした「子育て相談」を地域に向けて発信しているが、実績は出ていない。</p>			
Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	a ・ ⑤ ・ c	
<p><コメント> 定員10名の休日保育を行っており、地域のニーズに応じている。地域の高齢者施設との交流や地域にも参加を呼びかける夏祭りの再開等、コロナ収束後の取組みが計画されており、一刻も早いコロナ感染症の収束が待たれる。</p>			

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	㉖ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>子どもを尊重する保育の姿勢が「入園案内」や「入園のしおり」等に記載されている。理念・基本方針は玄関・事務室に掲示されている。保護者理解のため「重要事項説明書」を使って入園式で説明している。職員理解は、毎月の会議で共有している。異年齢保育を実施して「思いやる心」を育み、職員の働きかけでお互いに尊重し合える関り方に取り組んでいる。</p>		
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	㉖ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>法人作成のプライバシー保護に関する規程やマニュアルがあり「業務マニュアル」に明記されている。土曜日出勤した職員は、動画を利用した研修を行って理解を深めている。夏の水遊びは洋服を着て行き、着替えは巻きタオルで室内で行っている。身体測定や健康診断は、パーテーションを使って子どものプライバシーを守っている。保護者から肖像権に関する同意書を得ている。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	㉖ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>園の情報は、法人や園のホームページから入手できる。見学の予約をWebで受け付け、園のパンフレットで園を紹介している。見学者には、主に主任が口頭で個別に丁寧に説明している。法人の入園案内は変更できないが、園での作成資料は、毎年子どもの写真や子どもの絵、行事等を差し替えている。見学の予約方法をWebだけでなく、電話等でも受け付けている。</p>		
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保31	a ・ ㉖ ・ c
<p><コメント></p> <p>保育の開始・変更時に必要な説明は、入園式に「重要事項説明書」を使って説明し、保護者の同意書を得ている。文字は大きく読みやすく工夫しているが、内容を邪魔しない程度に挿絵やイラストを入れることも検討されたい。配慮を要する保護者への説明はルール化されおらず、実際には担任一人で悩まずに経験豊かな職員や上司の助言を得ている。ルール化し、明文化することが望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	a ・ ㉖ ・ c
<p><コメント></p> <p>保育の継続性に配慮し、保育所変更時には、市の統一様式を使って市内・市外共に引継ぎを行っている。日頃のエピソードや健康面等を記載し、転園先へ郵送している。開示請求の体制が整備されているが、まだ保護者からの請求はない。退園や転園後も、保護者が相談できることや担当者、窓口設置は明文化されていない。保護者に対して、内容を記載した文書を渡すことが望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	a ・ ㉖ ・ c
<p><コメント></p> <p>利用者満足を把握するために、行事毎（運動会・保育参観等）にアンケートを実施している。集約し、結果を保護者にフィードバックしている。具体的な改善は次年度に役立てているが、保育参観や連絡ノート等からも保護者の声を拾い上げて情報を得ている。職員会議で家庭での子どもの様子を共有し、次の行事に役立てている。具体的な改善の記録を残すことが望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	a ・ ㉖ ・ c
<p><コメント></p> <p>苦情解決の仕組みは「重要事項説明書」に記載され、玄関や事務所内に掲示されている。苦情解決を図った記録は適切に保存されているが、第三者委員にまで届くケースはない。意見箱は設置されているが、話しやすい雰囲気があるため、保護者は直接申し出ている。苦情の解決結果を保護者にフィードバックしているが、申し出た保護者に配慮した上で公表することが望ましい。</p>		

Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	① ・ b ・ c
<コメント> 保護者に対し、日頃から気軽に話してもらえるよう、送迎時にコミュニケーションをとって声掛けをしている。保護者が相談したい時に、複数の方法があること等は、入園式で「重要事項説明書」を使って説明している。直接相談に来ることが多いため、必ず十分な時間を設けて対応している。相談室はないが、人目につかない奥の部屋を使用して面談しており、他者から見えない配慮をしている。		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	a ・ ② ・ c
<コメント> 意見箱があり、保護者アンケートの回収箱にもなる。送迎時には、職員が積極的に保護者に話しかけている。保護者からの相談や意見は「スタッフノート」に記入し、昼礼で共有している。記録方法や報告の手順は明文化されていないが、経験豊かな職員が対応している。対応マニュアルの見直しや改定が行われているが、記録がない。改定日等の記載を含め、更新記録を残すことが望まれる。		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	① ・ b ・ c
<コメント> 子どもの安心・安全の観点から、法人がリスクマネジメントに関する「安全管理委員会」を設置している。系列園でのヒヤリハット報告を集約して各園に配信し、それを自園に置き替えてヒヤリハット会議で対策を考え、結果を提出している。遊具点検は年1回の業者点検の他、職員は毎日点検して安心・安全の保育に心がけている。ハザードマップや散歩マップも、定期的に見直しで加除している。		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	a ・ ② ・ c
<コメント> 「業務マニュアル」に感染症に関する予防・発生時の対応等が記載されている。感染症対策は、責任や役割を明確にした管理体制が整備されている。見直しは法人本部が行っているが、2012年以降改訂されておらず課題を残す。コロナ関係は別冊子で保管されているが「業務マニュアル」への追記を検討されたい。園には看護師が配属されておらず、法人の看護部が対応している。		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	保39	a ・ ② ・ c
<コメント> 「非常時災害時計画」として、子ども・全職員の安否確認は一斉配信で行っている。しかし、保育を継続するための初動時対応等の対策はない。毎月防災・非難訓練を行って報告書を作成し、引き渡し訓練も行われている。非常食料等の備蓄リストは整備され、各クラスに非難袋が準備されている。アレルギー児食やミルク銘柄は各個人で用意している。地域と連携した防災訓練の実施が望まれる。		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	a ・ ② ・ c
<コメント> 標準的な実施方法は「業務マニュアル」として文書化されており、改定の記録も確認できる。標準的な実施方法に基づいて保育実践が行われているかの確認は、指導計画作成時に行っている。標準的な実施方法にそぐわない保育を提供している場合の対応方法についても、定めておく必要がある。		
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	a ・ ② ・ c
<コメント> 標準的な実施方法を検証し、必要な見直しを組織的に行う仕組みがある。年間指導計画は年度末に行い、月・週案等は職員会議や昼礼で行われており、次の指導計画に反映させている。しかし、保護者からの意見や提案、要望を反映させる仕組みの構築は十分とは言い難い。今後、職員や保護者等からの意見・提案（保護者アンケート）を標準的な実施方法に反映させる仕組みづくりを期待したい。		

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	保42	㉖ ・ b ・ c
<コメント> アセスメント用紙を入園前に配付し、園長等が面接で確認している。「保育の内容に関する全体的な計画」に基づく指導計画は、3歳未満児は個別指導計画とクラス指導計画が作成され、関連性をもって保育が行われている。幼児には個別指導計画はないが、月の指導計画に個別配慮者に関して記入している。現在支援困難ケースがあり、来年度は障害児保育の対象となる。		
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	a ・ ㉗ ・ c
<コメント> 指導計画の定期的な見直しは、年・月・週立案立案と共に組織的に進めている。変更した指導計画の関係職員への周知は、主任から口頭で行っている。保護者には、緊急的な変更の場合も含めてメール配信や連絡帳で行うが、保護者の意向把握と同意を得るためのルールはない。職員・保護者共に変更周知の仕組みづくりは十分とは言えず、検討して文書化することが望ましい。		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保44	㉘ ・ b ・ c
<コメント> 職員間の情報共有は「スタッフノート」に伝達内容を記入し、必ず見る決まりがある。個別指導計画に基づく保育が実施されているかの確認は、指導計画作成時に行っている。記録内容や書き方に差異が生じないよう、経験年数の長い先輩に聞いたり指導を受けたりしている。コンピュータネットワークや記録ファイル等を通じて、情報共有する仕組みができています。		
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	㉙ ・ b ・ c
<コメント> 「個人情報保護規程」により、子どもの記録の保管は適正に行われている。「情報開示規程」も整備されている。USBメモリーは一切使用していない。個人情報保護に関する研修は、法人本部から届く動画を使い、比較的小子どもが少ない土曜日に見ている。研修後には、簡単な確認テストが行われている。		

【内容評価基準】

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育の全体的な計画の編成		
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を編成している。	保46	①・b・c
<p><コメント></p> <p>「保育の内容に関する全体的な計画」は、「児童福祉法」や「保育所保育指針」、園の理念・方針、目標等に基づき、見やすく作成されている。この計画は、年度末に職員が振り返りや意見集約を行い、これを反映させて園長が次期の計画を作成している。職員の異動が多く見直しには十分な時間が割けないが、少ない時間を有効に使うて話し合いを行っている。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	①・b・c
<p><コメント></p> <p>研修計画の一つに法人企画の年次別研修があり、環境について取り組んでいる。温湿度を毎日計り、室内の環境は適切な状態である。コロナ対策として手指等の消毒を行い、玩具等もアルコール消毒して感染予防に努めている。用具や寝具の衛生にも心がけ、手洗いやトイレも清潔に保たれている。手洗い場には台が置かれ、高低差の安全面に工夫している。廊下には物を置かないよう心がけている。</p>		
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	①・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもの理解を深めるため、子どもの状況を「スタッフノート」に記入し、昼礼で共有を図っている。「愛情深く関わること」を職員共通の合言葉として取り組んでいる。実際にはどのように関わることを会議で話し合い、日々実践している。せかず言葉や制止させる言葉を不必要に使わないようにし「褒める」ことや「認める」ことを年次別研修を通して学んでいる。</p>		
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	保49	①・b・c
<p><コメント></p> <p>生活習慣を身に付けていくためには、家庭における保護者の協力が必要であり、情報交換は「ハグノート」やコミュニケーションの中で行っている。発達に合わせて子どもが理解でき、主体的に行動出来るように、片付けや手洗い等の手順（順番や方法）を視覚で示し、また職員が手本を見せるなど、援助の工夫をしている。</p>		
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	①・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもが自ら好きな遊びを選び、遊びを通して楽しく取り組む体験を重ねている。友達との関係が出来るようなルールのあるゲーム遊びを、室内外ともに取り入れている。異年齢で散歩に出かけ、地域の微笑ましい見守りの中、職員と一緒に挨拶を交わす社会体験の場となっている。信号を見て道路を歩く等、社会的ルールを身に付ける機会としている。散歩では、身近な自然と触れ合う機会もある。</p>		
A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	①・b・c
<p><コメント></p> <p>0歳児は、個別の指導計画を立てている。安定して過ごすため、家庭との連携を送迎時のコミュニケーションや連絡帳等を通して行っている。担当が子ども一人ひとりと丁寧に関わることを大切にし、応答的に関わることで、子どもの表情が豊かになっている。今後も、一人ひとりの子どもの成育歴の違いに配慮し、保護者の相談に応じながら保護者支援を継続されたい。</p>		
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	①・b・c
<p><コメント></p> <p>担当が、発達に合った環境づくりに心がけている。机上遊びはコーナーを仕切り、探索活動ができる環境にも配慮している。噛みつき等の子ども間のトラブルが必然的に起きる。「入園のしおり」で、子どもの姿・発達段階のトラブルについて、園での対応を保護者に知らせている。口唇時期、玩具は毎日、遊具等の消毒は週1回アルコールや次亜塩素酸ナトリウム希釈液、水拭き対応をしている。</p>		

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	① ・ b ・ c
<p><コメント> 「保育所保育指針」に示された内容を、生活と遊びを通して総合的に身に付くよう「保育の内容に関する全体的な計画」や各年齢の指導計画におろしている。コロナ禍によって、子どもたちが取り組んできた共同の活動を就学先に伝える難しさはあるが、小学校へスムーズに接続するために「児童保育要録」には「幼児期の終わりまでに育って欲しい10の姿」をリンクさせて記入している。</p>		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	① ・ b ・ c
<p><コメント> 障害児保育が来年度から開始されることが予定されており、統合保育で加配制度による障害児保育をするための準備をしている。様々な障害特性や障害児に対する対応・知識を習得するため、法人の計画された研修にも積極的に参加して対応を学んでいる。</p>		
A-1-(2)-⑨ それぞれの子ども在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	a ・ ② ・ c
<p><コメント> 子どもの年齢や人数により異年齢で過ごす時間などの保育形態を変え、子どもが自らやりたい遊びが出来るよう在園時間に配慮している。季節や年齢に合った遊びや玩具等の用意は、月案等の指導案に示されている。生活や保育の連続性に配慮した長時間保育の指導計画の作成が求められる。職員間の引継ぎは「引継ぎノート」で、保護者との連携は口頭で漏れなく行っている。</p>		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	a ・ ③ ・ c
<p><コメント> 5歳児は8つの小学校に進むが、コロナ禍で小学校との交流はできていない。子どもは就学時健康診断、保護者は入学説明会に参加し、小学校以降の生活についての見通しが持てる機会はある。園の職員と小学校の教員との意見交換や合同研修は中断しているが、夏に小学校の教員が特別な支援を要する子どもの様子を見るために来園した。「保育所児童保育要録」は、各校に直接届けている。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	① ・ b ・ c
<p><コメント> 健康管理に関しては「業務マニュアル」に記載され、保健に関する計画が作成されている。看護・衛生・感染症に関するマニュアルや、与薬に関するマニュアルも整備されている。予防接種の状況等は、保護者申請で年度末に再確認し、定期的に「保健だより」を発行して家庭に健康情報を伝えている。SIDS（乳幼児突然死症候群）対策として、チェック表を活用している。</p>		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保58	① ・ b ・ c
<p><コメント> 年2回の健康診断、年1回の歯科検診を行っている。看護師が配置されていないので職員が記入するが、漏れなく記載されており、職員周知も十分である。結果は連絡帳で保護者に伝えられ、さらに口頭でも伝えられている。今年度より、保護者了解の下に5歳児の希望者のみフッ化物洗口を行っている。歯磨き・うがい・手洗い等の園の指導が、家庭での生活にも活かされている。</p>		
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	① ・ b ・ c
<p><コメント> 「アセスメントシート」によりアレルギー児や慢性疾患のある子どもを把握し、医師の診断・指示の下、適切に対応している。保護者と連携し、栄養士・担任を含めた献立チェックを行っている。他の子どもとの相違は、トレーや食器等を全て黄色で統一し、ラップで覆っている。職員はアレルギー疾患等の研修で必要な知識・情報を得ている。宗教による食事制限は、除去食で対応している。</p>		
A-1-(4) 食育、食の安全		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	① ・ b ・ c
<p><コメント> 食育計画を作成し、子どもが食について興味や関心を持つよう、畑でキュウリやナス、ゴーヤ等の野菜を栽培し、収穫物でクッキング保育に取り組んでいる。コロナ禍、徹底した衛生管理の下、乳児も収穫した野菜や果物をカットして食する等、豊かな経験をしている。サンプル展示した献立のレシピの用意があり「給食だより」を園前にも掲示し、家庭、地域と連携して取り組んでいる。</p>		

A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	① ・ b ・ c
<コメント> 検食は主に園長が行い「残食記録」や「検食簿」から次回の献立、調理の工夫に反映させている。離乳食は子ども個々に形状を変えて提供している。衛生管理体制が整備され、食中毒予防等の対応も適切に行われている。玄関から給食室に続く廊下の一部を使って給食の掲示や展示（食育の一環としての媒体遊び等）を行い、12月には「餅つき」が疑似体験できるような楽しい環境設定がある。		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭と綿密な連携		
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	① ・ b ・ c
<コメント> 家庭との連携の重要性を認識しており、職員は朝夕の送迎時に積極的に保護者に声掛けをして情報の共有を図っている。アプリ「ハグノート」を活用し、乳児クラス（0～2歳児）では「連絡帳」による情報交換が行われている。メール配信は、クラスごとや一斉メール等、必要に応じて適切に使い分けができる。		
A-2-(2) 保護者の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	① ・ b ・ c
<コメント> 着任から2週間、コロナ禍ではあったが園長が玄関に立って保護者一人ひとりに着任の挨拶をし、コミュニケーションをとった。保護者の大きな関心ごとである「コロナ対応」は、緊急連絡を含め一斉メールやアプリ配信を活用して保護者の安心につなげた。夕方のお迎え時には、職員が積極的に保護者に声掛けを行っている。		
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	① ・ b ・ c
<コメント> 軽度の児童相談所案件があり、家庭での虐待等の権利侵害を早期発見・早期対応するための「虐待対応マニュアル」が整備されている。行政との連携により、支援の必要な保護者にも適切に対応している。社会問題化している職員による子どもへの権利侵害が起きないように、職員全員が「権利侵害のチェックリスト」を使って保育の振り返りを行っている。		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	a ・ ② ・ c
<コメント> 年に2回「評価シート」を使って職員個々が自らの保育を振り返り、園長と面談を行っている。「目標管理シート」の活用と合わせ、職員個々の育成には効果を発揮しているが「評価シート」を集計・分析して園としての課題を抽出するには至っていない。データを加工して有効な情報とし、園運営に活用することを期待したい。		